

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第1節 総説

戦後における戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族、引揚者などいわゆる戦争犠牲者に対する本格的な援護対策は、昭和20年代の後期から逐次発足するに至ったが、30年代は経済の発展、国家財政の充実等に伴って、これら諸制度の著しい整備充実がみられた時期であるといえよう。

30年においては、海外からの引揚げ業務もその大部分がかたづいており、戦争犠牲者に対する援護措置も、20年代の後期における戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)の制定、軍人恩給の復活、未帰還者留守家族等援護法(以下「留守家族援護法」という。)の制定等によつてようやく軌道に乗りつつあった。32年には引揚者給付金等支給法も制定され、引揚者に対する措置も一応整備されることになったのである。

30年代においては、このようにして、20年代末期又は30年代初期において形づくられた制度について、その内容を充実させたり、対象を拡張するなど、制度の整備充実が強力に進められてきた。これは30年代のわが国の経済情勢についてみても、高度成長の時代であり、国の財政力も援護措置を充実させるだけの力を備えるに至つたことによつて裏づけられたものといえよう。また、経済の繁栄の陰に忘れられがちな戦争犠牲者の援護を強化せよという強い国民感情の高まりがあつたことも忘れてはならない。30年代初期は、経済では「もはや戦後ではない」時期といわれたが、戦争犠牲者にとつては、まさに「戦後はまだ終わっていない」時期だつたのである。

こうして進められた30年代の制度の整備充実のあとを簡単にふり返つてみよう。

戦傷病者や戦没者遺族の援護に関しては、関係者の強い要望を背景に、31年における旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の制定によつて援護の対象が拡大されたが、これら恩給、援護の強化に対する各種要望について総合的見地にたつて問題の所在をみきわめ、適切な対策を樹立するため、32年に総理府に臨時恩給等調査会が設置され、その答申に基づいて翌33年に行なわれた戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正などを皮切りに、逐年、制度の内容の充実が図られた。特に30年代の後期に至ると、特別援護対策ともいべき一連の対策が登場するに至つたことが注目される。すなわち38年には戦傷病者に関する総合立法たる戦傷病者特別援護法の制定、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給、40年には戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給などの諸対策が行なわれるに至り、30年代後半における援護の充実はめざましいものがあつた。

未帰還者及び留守家族の援護に関しては、34年には未帰還者に関する特別措置法が制定され、また、未帰還者留守家族に対する援護の充実を図るための改正も数次にわたつて行なわれ、さらに、引揚者給付金の支給対象の拡大のための改正も二度にわたつて行なわれたのである。

未曾有の大戦争によつて国民のほとんどが直接間接に被害を受けたといわれる現実を考えると、今日いわゆる戦争犠牲者に対する公平妥当な援護を実現することは決して容易なことではない。

援護制度の発足以来、そのカバーする対象者の範囲の拡大についても、対象者に対する措置の均衡についても、また給付内容の拡充についても、関係各方面から引き続いて強い要望があり、これを巡つて制度の改変を重ねて今日に至つているのであつて、今後においても、国民の生活水準の動向等に即応しつつ、戦争犠牲者の実情に照らして十分に均衡のとれた適切な援護措置の実現に努めなければならないと思われる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 1 戦没者の遺族の援護

##### (1) 終戦を契機とする遺族援護対策の急変

---

終戦前においては、軍人たる戦没者の遺族に支給される恩給法上の公務扶助料を中心とし、国の手厚い対策が行なわれていた。

しかるに未曾有の終戦を迎え、20年11月24日付で連合軍最高司令官の覚書を受けるに及び、戦傷病者に対する恩給を除き、いわゆる軍人恩給は全面的に停止されることとなった。

しかしながら、26年になると、講和条約の内容が種々論議されるに至り、独立回復を契機として再び軍人遺族の問題が真剣に取り上げられる機運となつたが、その方策については、政府において検討の結果、一応社会保障的色彩を加味した新規の立法措置によつて対処することとなり、27年4月30日、遺族援護法が公布されたのである。

制定当時の同法の定める遺族援護の内容は、軍人、軍属及び被徴用者、動員学徒など(これらの者は、制度上軍属に準ずるものとして扱い、「準軍属」と呼ぶ。)で公務上の傷病により死亡した者の遺族に対し遺族年金(配偶者1万円、その他子、父母等5,000円)(軍人、軍属の場合に限る。)又は一時金たる弔慰金(軍人軍属5万円、準軍属3万円)を支給するというにあつた。

28年になると、占領期間中停止されていた軍人恩給を復活させることが恩給法上すじのとおつた扱いであるとの考え方から恩給法を改正して軍人恩給を復活させることとなった。以後軍人の遺族に関しては恩給法により、軍属及び準軍属の遺族に関しては遺族援護法により、それぞれ遺族の援護が行なわれるたてまえとなつた。

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 1 戦没者の遺族の援護

##### (2) 昭和30年当時における遺族援護の状況

遺族援護法制定後3年を経た当時においては、28年の軍人恩給の復活によつてほとんどすべての軍人の遺族が恩給法の対象となつた点は別とし、遺族援護法に定める遺族援護の内容は、制定時の同法のそれに比較してかなり充実されることとなつた。今次大戦においては、膨大な数の国民が戦争に参加し、この結果、法の適用対象を旧来の観念のみで律することは困難であること、広大な戦線で戦闘が行なわれ、加うるに戦況もまたきびしい様相を呈していたので、すべての戦没者につき、傷病時の真実を的確には握することは困難であること、軍人軍属等として戦争に参加した家族の実情はまことに深刻なむきもみられ、遺族の範囲等についても、従前の例のみによることは不可能であること、などのほか、経済成長に伴う国民の生活水準の向上などにより年金額の引上げが要請される実情であつたことなどがこの充実を不可避ならしめた要因であつた。すなわち、対象の拡大については、軍人に関しては身分が明確であるため特に動きはなく、軍属に関しては、船舶運営会所属船員を取り入れること、支那事変中の事変地勤務の者を取り入れること等の改正をみ、準軍属に関しては満州開拓青年義勇隊の隊員を取り入れるための改正が行なわれた。支給事由の拡大については、軍人に支給される弔慰金につき、支那事変中の公務傷病による16年12月8日以降の死亡及び12年7月7日以後の事変又は戦争に関する勤務関連に係る傷病による16年12月8日以降の死亡をその支給事由とすること、軍人に支給される遺族年金及び弔慰金につき、16年12月8日以後戦地における傷病で故意、重過失によることが明らかでない場合には、当該傷病を公務によるものとみなすこととすること、軍属に支給される遺族年金及び弔慰金につき、戦時災害の要件を削除すること、同じく弔慰金につき、事変又は戦争に関する勤務関連に係る傷病による死亡を支給の事由とすることなどがそのおもなものである。

次に、遺族の範囲の拡大については、軍人及び軍属に関し、再婚した父母等のうち一定の要件を満たすものについては年金を支給することとすること、配偶者、子等で遺族以外の者の養子となつた者のうち一定の要件を満たすものについては年金を支給することなどがそのおもなものである。また、年金額の引上げ等については、遺族援護法制定時においては、遺族年金額は配偶者については1万円、子、父母等について1人につき5,000円であつたが、30年度においては先順位者については3万5,245円(後順位者は5,000円のまま。)に引き上げられた。

このほか、対象の拡大に関し、戦争裁判による拘禁中の死亡者及び終戦の非常事態による軍人及び軍属責任自殺者に対して遺族年金等を支給するみちが開かれたことは注目すべきである。

30年度末における裁定の状況は、遺族年金の裁定累計139万1,166件(軍人恩給の復活により、恩給法の対象に移行した件数を含む。)、支給実績は16万9,960件であり、弔慰金の裁定実績は185万1,549件である。

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 1 戦没者の遺族の援護

##### (3) 昭和40年に至る遺族援護対策の拡充

すでにみたとおり、終戦後10年を経た30年を迎えると、遺族援護についてもみるべき充実があつたが、にもかかわらず、国民経済が伸長し、これに伴つて社会保障の水準が高まるに従い、遺族団体は年金額の増額等を内容とする法律の改正を目ざしし烈な運動を展開した。ここにおいて、政府においては、32年11月15日の臨時恩給等調査会の調査報告に基づき、遺族援護法に係る諸問題について種々検討し、33年、第28回国会に同法の改正案を提出した。先順位者に係る遺族年金を5万1,000円に増額し、公務扶助料の受給者がいなくなつた場合においては遺族年金受給者の年金額の増額を認めることとし、準軍属の遺族に遺族給与金を支給する(支給期間5年、年額2万5,500円)こととする等がおもな内容であつた。

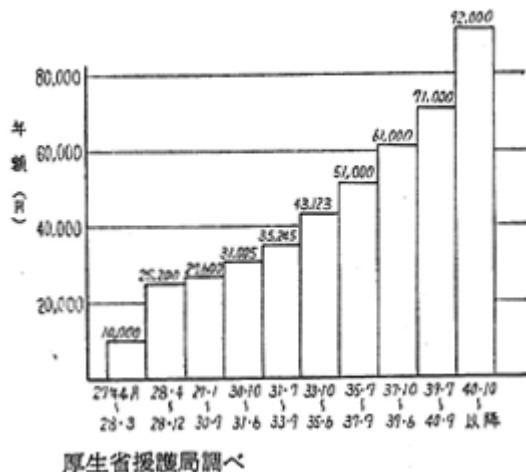
33年の改正により、一応落ち着くべき姿を示した遺族援護法も、対象の拡大、支給事由の拡大、遺族範囲の拡大、年金額の引上げ等の各事項につき、引き続いて改善策が講ぜられなければならなかつた。さきに述べた諸要因のほか、国との勤務関係が密接な軍人ないし軍属を主軸にする援護対策に重点を置くこととするにしても、今次大戦が文字どおり国の総力戦であつたことと関連し、なお、そのことのみにとどまつてはおれないという実態の反映にほかならない。

対象の拡大の例をみると、特殊勤務についていた満鉄職員等を軍属に取り入れること、非戦地勤務の有給軍属のうち被徴用者等を準軍属とすることなどがそのおもなものであり、支給事由の拡大に例をみると、軍人に係る特例遺族年金の支給について、準軍人の身分を保有していた期間をすべて適用期間とすること、軍人が勤務関連により死亡した場合に支給する特例遺族年金についての制限たる在職期間経過後1年又は3年以内の死亡を2年又は6年以内の死亡と2倍に延長すること、12年7月7日以後事変地における在職期間内の傷病を公務によるものとみなしうることとすること、準軍属について戦争災害の要件を削除することなどがそのおもなものである。また、年金額の引上げ等に例をみると、軍人軍属の遺族に支給される遺族年金については、40年度において年額9万2,000円(30年度にあつては3万5,245円)となり(制度発足時から40年度までの年金額の推移については、第9-1図参照。)、準軍属の遺族に支給される遺族給与金については、38年度において支給期間5年の制限をはずして無期とし、40年度においてその額は年4万6,000円(この制度が設けられた33年にあつては2万5,500円)となつた。また、39年度において、これらとは別に、軍人軍属の死亡につき、公務死文は勤務地関連死に至らない場合においても、遺族に対して遺族一時金として10万円を支給する制度が創設された。

40年度末における裁定の状況は、遺族年金の裁定累計は148万1,080件(軍人恩給の復活により、恩給法の対象に移行した件数を含む。)支給実績は18万2,870件であり、遺族給与金の裁定実績は4万1,520件、遺族一時金は同じく882件、弔慰金は同じく204万0,853件であつた。

#### 第9-1図 遺族年金額改訂の推移

第9-1図 遺族年金額改訂の推移(妻1人の場合)



経済の高度成長とこれによる国家財政の飛躍とが期待されることとなつた30年代,特にその後半になると,このことはかえつて遺族のこれまで置かれていた立場を新しい観点から見直すことの必要を国民各階層に自覚させることともなり,遺族援護の制度の大宗たる遺族援護法の改正のほか,別に新規の措置により援護の充実が行なわれることとなつた。第1には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の制定(38年)であり,第2には戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の制定(40年)である。前者は戦没者等の妻の置かれている特別の事情に照し,特別給付金20万円を支給してこれを慰籍することを狙いとし,後者は終戦20周年を迎え,特別弔慰金3万円を支給することにより国として遺族に弔慰の誠を示すことを目的としたものである。

なお,41年度において,遺族の範囲の拡大,準軍属に対する対象の拡大,同じく処遇の改善,戦没者等の妻に対する特別弔慰金支給範囲の拡大,戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給範囲の拡大等について改善処置が施されることとなつた。

## 第9章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 1 戦没者の遺族の援護

##### (4) 遺族援護対策の将来

---

遺族援護対策は幾多の変遷をたどって戦後20年を経た今日,その体系は著しく整備されたが,今後においても,生活水準の向上,恩給制度を中心とする他制度との関連等に配慮しつつ,適正な援護の実施を図るよう努めるべきものと思われる。

---

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

##### (1) 終戦から30年前後に至る間の戦傷病者援護対策の推移

---

戦傷病者に対して、30年ごろには、どのような援護の手が差し伸べられていたか。それには、30年に至るまでの終戦後の事情にも触れざるを得ないのである。

戦傷病者のうち、かつて軍人であつた者についてみると、いわゆる軍人恩給停止の措置はとられず、その結果21年2月1日以降においても、軽度の障害者を除き、引き続き増加恩給(障害年金に相当する恩給)が支給されていた。そして、27年に遺族援護法の制定をみたしであるが、この場合、同法においては、軍人及び軍属のすべてを適用対象としたので、同法中戦傷病者に支給される障害年金についてみると、軍人にあつては、従来から支給されている増加恩給との競合が起こる結果となつた。この場合、増加恩給又は障害年金のいずれか額の多い方を支給するという方法で調整が図られ、さらに、28年8月にいわゆる軍人恩給が復活されると、恩給法による増加恩給の額が障害年金を上回ることとなつたので、恩給法の適用のある軍人たる戦傷病者は、すべて恩給法に移行することとなつた。

次に戦傷病者のうち軍属であつた者は、遺族援護法により、障害年金又は障害一時金の支給を受けていた。

30年における戦傷病者に係る年金支給の仕組みは以上のものであつたが、遺族援護法は、そのほか、すべての戦傷病者を対象として、更生医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容等を定めていた、さらに、戦傷病者であつて療養を必要とする者に対しては、28年に制定された未帰還者留守家族等援護法により、全額国費で療養の給付を行なうこととなつたのである。

このほか、30年には、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律が制定され、戦傷病者は、障害の程度に応じ、1年間に4回ないし12回、無料で国鉄に乗車できる制度が発足した。

要するに、30年ごろまでには、国の戦傷病者援護の制度の骨組みはほぼできあがつていたといえる。

30年度における障害年金(障害一時金を含む。)の裁定累計は、5万1,338件であつた。

---



## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

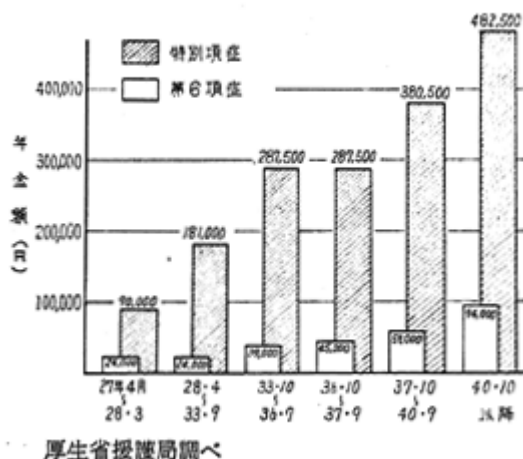
##### (2) 30年前後から40年に至る戦傷病者の援護対策の状況

30年以後の10年間は、この骨組みを中心として、援護の対象範囲を広げ、内容を充実させる努力の歴史であったといえる。

たとえば、遺族援護法による障害年金の額は、第9-2図にみるとおり、一般国民の所得水準の上昇につれて、数年ごとに引き上げられてきている。

第9-2図 障害年金額改訂の推移

第9-2図 障害年金額改訂の推移(軍人・軍属の場合)



この間における対策の進展過程で見落すことのできないのは、38年の戦傷病者特別援護法の制定である。これは、戦傷病者に対する各種の援護のうち、所得給付を除くものを集約した法律で、これによつて、国が国家補償の立場から行なう戦傷病者援護の体系が整えられることとなつた。また、この法律は、戦傷病者に「戦傷病者手帳」を交付することを定め、これによつて、戦傷病者の身分が確立されることとなつた。

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

##### (3) 戦傷病者援護の現状

---

こうして、40年現在、戦傷病者援護制度は、およそ次のような姿となつている。

所得面の援護として、障害年金、障害一時金の支給があるが、その額は戦傷病者のもとの身分の別及び障害の程度で異なる。すなわち、障害年金では、軍人及び軍属の最も重度の障害の特別項症で年額48万2,500円、最も軽度の第3款症で年額5万7,000円であり、準軍属に対する障害年金は、軍人及び軍属に対するものの半額となつている。また、障害一時金は、軍人及び軍属のうち障害の程度が第1款症から第3款症までの者にだけ支給され、その額は第1款症で32万円、第3款症で22万7,000円である。

40年度末における障害年金(障害一時金を含む。)の裁定累計は、5万7,299件である。

次に、戦傷病者特別援護法による医療その他の援護のおもなものは次のとおりである。

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

##### (3) 戦傷病者援護の現状

---

ア 戦傷病者の病気について療養の給付をする(給付実績は、41年3月末現在の受給者数は、6,115人、なお30年度末現在4,416人)。

イ

生活能力及び職業能力を回復させるために必要な更生医療の給付を行なう(給付件数は、40年度99件、なお、30年度910件)。

ウ 義手、義足などの補装具を支給し、その修理を行なう(給付件数は、40年度交付4,972件、修理3,587件、合計8,559件。なお、30年度の交付・修理合計1万1,131件)。

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

##### (3) 戦傷病者援護の現状

エ 国鉄への乗車を無料とする(40年度の対象者10万3,112人)。

---

さらに、40年度には、新たに戦傷病者相談員の制度が設けられた。この相談員は、全国に470人置かれ、厚生大臣の委託を受けて、戦傷病者からの相談に応じ、さらに必要な指導を行なっている。

なお、40年度末現在で戦傷病者手帳を所持している者の数は、11万9,410人である。

なお、41年度において、準軍属に対する処遇の改善、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給等の改善措置が施されることとなった。

---

## 第9章 戦没者の遺族,戦傷病者などの援護はどうか

### 第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

#### 2 戦傷病者の援護

##### (4) 戦傷病者援護対策の将来

---

遺族援護対策について述べた内容とほぼ同様の見通しに立つて将来を展望すべきであるが,そのほか,戦傷病者の援護対策に個有の問題として,本人の職業的ないし社会的更生の可能性を注視して,残存能力の活用を十分に行なえるよう配慮することも大切である。

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうなっているか

### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の授護など

#### 1 未帰還者の調査

第2次大戦が終結してから、すでに20年を経た今日、めざましい日本の復興の陰に、いまなお、海外の地にあつてその生死が明らかにされていない者、また、望郷の念にかられながらも故国に帰れない実情に置かれている未帰還者があるという事実は、留守家族はもとより、国民一般にとつても、痛恨に耐えないことといわなければならない。

最近、未帰還者の減少とともに、海外に残されているこれら同胞の調査及び引揚げなどの諸問題に対する一般の関心が日を追つて薄れつつあることはいなめないが、未帰還者の一人一人は、いずれも、その肉身にとつてはかけがえのない人々であり、その消息を待ちわびている留守家族の心情は、察するに余りあるものがある。

終戦時、海外にあつた同胞は、約600万以上であつたが、引揚促進対策の効果があがつて、約10年後の31年4月1日現在では、未帰還者は、6万1,638人となつた。その地域別未帰還者数は第9-3図のとおりである。

第9-3図 地域別未帰還者の現況



しかし、これらの人々のうち、ソ連地域に残された者は、23,4年ごろまでの消息しかない者がほとんどであり、また、中共地域に残された大部分の者は、戦場において行方不明となつたものや、終戦後2,3年の間の消息しかないものであつて、このような状態の者が全未帰還者の約8割をこえていた。

したがつて、厚生省としては、国内の調査を強力に推し進めるばかりでなく、対外的には、ソ連側の戦争裁判による刑期を満了して、ソ連市民のうちに交じつて生活している者及び中共地域で国際結婚をし、生活している者などについて、具体的な消息を得るために、関係国の協力を求めるなど、手段を尽してその調査に努めてきた。

中共地域からの集団引揚げが終了した33年7月当時は、未帰還者も約3万22,000人と減少したが、これら未帰還者のうちには、戦後10数年間手段を尽して調査したにもかかわらず、依然として、消息を明らかにする手がかりさえ得られない者があり、33年末には、未帰還者調査の徹底を図るとともに、国の手によつて未帰還者の

戸籍処理をする特別の措置を講ずる必要があるということが、国会を中心として一般の機運となり、「戦時死亡宣告」による未帰還者の戸籍の処理の問題が国会に提案されるに至った。次いで翌34年4月には、未帰還者に関する特別措置法が施行されることとなった。

すなわち、未帰還者の戸籍の処理は、調査究明の結果、具体的に死亡の日時や場所、死亡の原因などを確認できた者に対しては、取り調べ官署が死亡報告を行なっているが、具体的に死亡したことを確認できない者であっても、その消息を絶った時期や場所などから総合的に判断して、すでに死亡したものと考えられる場合には、留守家族の同意を得て、民法による失踪宣告の請求を、留守家族に代わって厚生大臣も行なうことができると定められたわけである。これが「戦時死亡宣告」の制度であつて、34年度初頭の未帰還者約3万1,000人のうち、戦時死亡宣告の対象となる者が約1万1,000人あつた。

厚生大臣からの戦時死亡宣告の申立ては法律の施行とともに行なわれ、41年3月31日現在までに、1万7,730人の審判が確定した。ただし、これらの者は、生死が明らかでないままに戸籍を抹消されているので、厚生省としては、引き続き未帰還者に対する調査と同様に、その消息の調査を継続している。

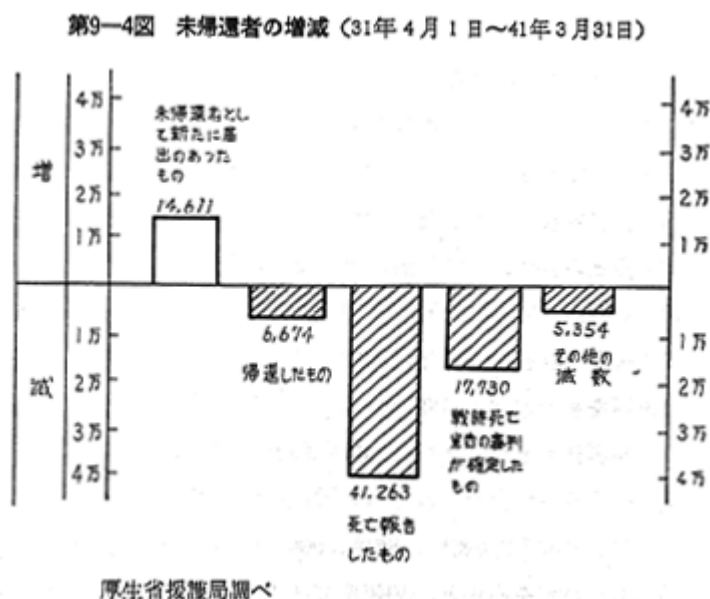
厚生省は、未帰還者に対して、現在もなお対外的には、従来どおりソ連及び中共などと外交折衝や赤十字ルートなどによる話し合いによつて、消息不明者の調査や帰国希望者の帰国促進などの問題の解決に努めてきているが、微妙な国際情勢などのため、この問題を早期に解決するためには、なお相当な困難を伴うものと考えている。しかし、39年10月ソ連政府から、樺太地域の帰国希望者の帰国援助及びソ連邦内の消息不明の未帰還者の調査を実施するとの意向が伝えられ、40年2月以降41年3月末までに、樺太地域から67人の帰国が実現したこと、並びに、ソ連側から未帰還者1,589人の調査結果の通知を受けたことは、対外折衝の成果として注目すべきことである。

また、国内的には、帰還者等から情報の提供を得て、未帰還者の行動経過を追い、その足どりを検討しつつ、最終的な消息を明らかにするため忍耐づよい調査を続けている。

41年3月31日現在の未帰還者は、5,287人で、このうちには、過去7年以内に生存資料のある者2,227人がある。

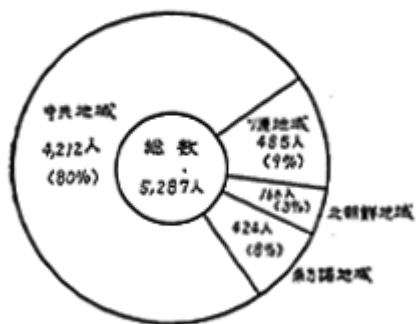
31年4月1日以降の未帰還者の増減及び41年3月31日の地域別未帰還者現況は、第9-4図及び第9-5図のとおりである。

第9-4図 未帰還者の増減



第9-5図 地域別未帰還者の現状

第9-5図 地域別未帰還者の現状  
(41年3月31日現在)



厚生省援護局調べ



## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の授護など

#### 2 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは、現在では主として共産圏地域だけに残された問題となった。

引揚げの状況は、昭和30年を中心とした前後数年間においては、ソ連、中共、北ベトナム地域等からの集団引揚げが行なわれた。しかし、34年にこれが打ち切られたため、現在では、これらの地域から個別に引揚げができるような手段がとられている。

最近では、ソ連と中共地域からの個別引揚げが順調に行なわれている。最近の引揚者数を年次別にみると、38年に112人、39年に204人、40年に247人となっている。

特異な事項としては、近年、韓国に残留していた日本人婦女子の帰国が漸増していること、北朝鮮地域からの引揚げが32年を最後に全くみられないことなどが著しい。

なお、共産圏地域にあつて帰国を希望する者が多数いることが判明しているため、このような帰国希望者の引揚げ促進について、あらゆる手段が講ぜられているところである。

海外からの引揚者の着き先で行なういわゆる定着援護の措置には、住宅貸与、更生資金の貸付、引揚者給付金の支給、就職あつせんなどがある。

住宅は、終戦直後に応急的集団収容施設4万9,361世帯分を設け、住宅に困窮する引揚者を収容した。その後28年度までに、厚生省所管の引揚者住宅4万6,229戸を新設し、29年度以降は、建設省の所管で、第2種公営住宅等により、引揚者住宅として2万1,043戸(40年度末現在)が新設されている。

引揚者に対する更生資金の貸付は、国民金融公庫が窓口になつており、40年11月までに、約43万3,000件、86億1,000万円が貸し付けられている。しかし、年間の貸付状況をみると、30年度で約1万5,300件、4億7,500万円の貸付けがあつたが、40年度は約30件、140万円と減少している。

引揚者給付金は、32年に成立した引揚者給付金支給法に基づいて、引揚者と引揚前に外地で死亡した者の遺族に10年償還の国債で支給するものであるが、40年末現在約325万人の認定を終わり約460億円の国債が発行されている。

以上のほか、最近の引揚者の援護については新たな問題が生じている。第1は、個別引揚げのための日本までの旅費を引揚げる者自身が負担しなければならないことである。しかし、自己負担は一般の場合困難な実情にあるので、政府は、これらの者の引揚げを促進するため、中共、ソ連地域等の居住地から日本までの旅行に必要なすべての経費を国庫で負担することとし、本人に直接送金し、又は船運賃等を国が代つて払うなどの方法を講じている。

第2は、引揚者が国内に定着した後の援護に新たな配慮を必要とすることである。最近の引揚者のうちには、外地に残留を余儀なくされた日本婦人であつて終戦後現地人との間にもうけた子供をつれて帰国する者、樺太に本籍があつたため内地に戸籍がない者、あるいは、やむを得ず外国の国籍をとつた者等特殊のケースが多くみられる。そこで、これらの引揚者をすみやかに更生自立させるため、従来行なつてきた援護のほかに、国籍問題の処理、戸籍法に基づく就籍の指導、日本語を解しないこどもの就学指導、母子世帯の保護を始めとし、広範な社会福祉施策を総合的に講じている。

なお、引揚者の援護と関連して、共産圏地域からの帰国者のうち、抑留等のため残留を余儀なくされたと認定された者に対しては、その傷病については、遺族援護法と戦傷病者特別援護法に基づき、障害年金の支給、療養の給付等が行なわれている。

また、共産圏地域から帰国するまでの間は、留守家族援護法に基づいてその留守家族に留守家族手当が支給され、不幸にして未帰還者がそのまま外地で死亡したときは、その遺族に葬祭料と遺骨引取経費が支給されている。

---

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の授護など

#### 3 戦没者に対する叙位及び叙勲

---

今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死亡したもとの軍人軍属などに対して行なわれていた叙位・叙勲は、戦後の特別な事情によつて、途中で打ち切られたままになつていた。その後、ほぼ17年を経て39年1月、閣議でこの事務を再開することが決定された。

もとの軍人軍属などの戦没者で、この対象になるものは200万人あまりと推定されていて、この事務はだいたい5年間で処理されることになつている。

対象になるもののうち、当時、叙位・叙勲発令の内部手続きが終つたことを通知されたが、正式な発令をされていないものが約100万に達している。再開された手続きは、まず、これらのものの叙勲から進められ、その当時通知されたところの勲記・勲章が授与されている。その他の約100万の戦没者に対しては、やはり当時の基準によつて叙位・叙勲が行なわれることになるが、そのための身上資料は不備なところが多く、今後の調査にはかなりの困難が伴うものと予想されている。

39年4月、再開後の第1回分が発令されてから41年3月までに24回合計約43万の戦没者に対して叙勲が行なわれ、弔意をこめて勲記・勲章が遺族に渡されている。叙位はまだ行なわれていないが、近く手続きが始められることになつている。

---

## 第9章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護はどうか

### 第3節 未帰還者の調査と引揚者の授護など

#### 4 戦没者墓地への墓参及び全国戦没者追悼式

---

昭和40年は、終戦20周年にあたる年であり、これを記念して各種の記念行事が行なわれた。

6月には、オーストラリアのカウラにある日本人墓地へ3人の遺族代表による墓参が行なわれた。ここに埋葬されているのは、戦争中、空爆に参加して戦死した軍人、オーストラリアに抑留されている間に死没した軍人軍属及び一般邦人の計522人である。

次いで7月には、ソ連本土及び樺太地域への墓参が行なわれた。ソ連本土への墓参は3回目であり、今回は、シベリヤのイルクーツク及び中央アジアのアルマ・アタがソ連側から許可された。墓参した遺族代表は12人である。樺太地域の墓参は戦後初めてのことであるが、今回はホルムスク(真岡)、ネベリスク(本斗)及びユジノサハリンスク(豊原)の3か所に戦没者遺族代表13人が巡拝した。

以上の各地への墓参は全額国費で行なわれた。

なお、樺太地域の墓参には、かつて同地域に居住していた人々の遺族17人が同行した。

また、40年8月15日には、全国戦没者追悼式が東京九段の日本武道館で盛大にとり行なわれた。式典には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、政府、国会その他各界代表、関係団体の代表及び遺族代表合わせて約5,000人が参列した。

---